

意外と簡単！マイナ保険証

国の法改正により、令和6年12月2日から、現行の保険証は発行されなくなります。まだマイナ保険証を持っていない方は、ぜひ、マイナ保険証の利用登録を行い、医療機関等でご利用ください。

なお、12月2日時点で有効な保険証は、最大で1年間※1利用できます。また、マイナ保険証を持っていない方でも、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、ご本人の申請によらず、加入する医療保険者から「資格確認書」が交付されるため、引き続き、これまでと同様の窓口負担で、医療を受けることができます。

※1 有効期限が令和7年(2025年)12月1日より前に切れる場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限までとなります。



マイナ保険証の利用登録

方法 1 医療機関等の顔認証付きカードリーダーで登録



方法 2 マイナポータルから登録



方法 3 セブン銀行ATMから登録



方法 4 区役所の支援端末から登録

本人がマイナンバーカードと数字4桁の暗証番号を用意のうえ、近くの区役所やマイナンバーカード東区サテライトに行き、登録することができます。詳しくは、地域政策課(☎096-328-2067)へ。



医療機関等での利用



手順 1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください。
※カードリーダーには複数の種類があります。



手順 2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください。

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。



手順 3

同意確認

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください。

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。



②特定健診情報

メタボ健診(40～74歳)や高齢者健診(75歳以上)の結果を提供します。



手順 4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください。

高額療養費制度を利用する方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。



マイナ保険証のメリット

①医療費を節約できる

現行の保険証よりも、皆さんの保険料で賄われている医療費を、医療機関・薬局で20円(医療機関の再診では10円)節約でき、自己負担も低くなります。

②より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。



マイナンバーカードの申請方法

「郵送」「スマホ」「パソコン」での申請のほか、各区役所マイナンバー窓口やマイナンバーカード東区サテライト、一部の郵便局窓口での申請も可能です。

詳しくは、右記QRコードから市ホームページまたは熊本市マイナンバーカードコールセンター(☎096-277-1869)へ。

市ホームページ



マイナンバーカードの出張申請サポートを開始します

お近くの商業施設等で、マイナンバーカードの出張申請サポートを開始します。

また、マイナンバーカードを保険証として利用するための登録や公金受取口座登録のサポートも実施しますので、気軽に相談ください。詳しくは、市ホームページへ。

問い合わせ先：熊本市マイナンバーカード出張申請サポート窓口
(☎0120-502-896)



(地域政策課 ☎096-328-2067)

【問い合わせ先】

○マイナ保険証、マイナンバー制度について

・マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

受付時間：平日 午前9時半～午後8時

土日祝 午前9時半～午後5時半
(年末年始を除く)

○マイナンバーカードの申請について

・熊本市マイナンバーカードコールセンター

☎096-277-1869

受付時間：午前8時半～午後7時

(年末年始を除く)

○熊本市マイナンバーカード出張申請サポート窓口

☎0120-502-896

開設期間：令和6年10月25日～令和7年1月31日

受付時間：午前9時～午後5時15分(年末年始を除く)

○資格確認書の発行について

加入中の医療保険者に問い合わせください。

(情報政策課 ☎096-328-2057)